

平成十五年法律第二百八十八号
地方独立行政法人法

目次

第一章 総則	第一節 通則（第一条～第十条）
第二章 役員及び職員（第十二条～第二十条）	第二節 地方独立行政法人評価委員会（第十一条）
第三章 業務運営（第二十一条～第二十四条の二）	第三節 新設合併（第一百二十二条～第一百四十二条）
第四章 中期目標等（第二十五条～第三十一条）	第四節 合併に伴う措置（第一百五十五条～第一百五十九条）
第五章 財務及び会計（第三十二条～第四十六条）	第五節 雜則（第一百二十八条～第一百三十二条）
第六章 第一節 特定地方独立行政法人（第四十七条～第五十四条）	第六節 第二章 詐則（第一百二十八条～第一百三十二条）
第七章 第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第七節 第二章 第二節 附則
第八章 第三節 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条の二）	第八節 第二章 第二節 第一節 総則（目的）
第九章 第四節 設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三～第六十七条）	第九節 第二章 第二節 第一節 附則（目的）
第十章 第五節 第六章 第一節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二～第六十七条の七）	第十節 第二章 第二節 第一節 附則（目的）
合併	第十節 第二章 第二節 第一節 附則（目的）

第一節 通則	この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確定等の公共上の見地からその地域において確実な実施を図り、もつて住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。 (定義)
第二節 地方独立行政法人でない者は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いてはならない。	第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。
第三節 地方独立行政法人は、法人とする。	第三条 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第一号に掲げる業務を行ふものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。
第四節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。	第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いてはならない。

第五条 地方独立行政法人は、法人とする。	第五条 地方独立行政法人は、法人とする。 (財産的基礎)
第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。	第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
第七条 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。	第七条 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。 (定款)	第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。 (定款)

第九条 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三～第八十七条の十一）	第九条 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三～第八十七条の十一）
第十条 第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の十二～第八十七条の二十二）	第十条 第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の十二～第八十七条の二十二）
第十一条 第三節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。	第十一条 第三節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。
第十二条 第四節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。	第十二条 第四節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。
第十三条 第五節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。	第十三条 第五節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを目的とする。

が必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

（設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
(定款)

- 1 第一項第五号に掲げる事項についての定款の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 第一項第五号に掲げる事項についての定款の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、
- 5 地方独立行政法人に出资される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条における「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅延なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度以外の事業年度当該事業年度における業務の実績（年次報告書に該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならぬ。）

第一次号及び第三次号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における業務の実績（年次報告書に該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならぬ。）

二 中期目標の期間における業務の実績

事業年度 当該事業年度における業務の実績（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績）

三 中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付しして、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行ない、その結果を考慮して行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対しても、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行つては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

第三十一条 削除

第四章 財務及び会計
(事業年度)

第三十二条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終わる。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した地方独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)
第三十三条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

1 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

2 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1039
1040
1041
1042
1043
1044
1045
1046
1047
1048
1049
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067
1068
1069
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1099
1100
1101
1102
1103
1104
1105
1106
1107
1108
1109
1109
1110
1111
1112
1113
1114
1115
1116
1117
1118
1119
1119
1120
1121
1122
1123
1124
1125
1126
1127
1128
1129
1129
1130
1131
1132
1133
1134
1135
1136
1137
1138
1139
1139
1140
1141
1142
1143
1144
1145
1146
1147
1148
1149
1149
1150
1151
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167
1168
1169
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178
1179
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1189
1190
1191
1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1199
1200
1201
1202
1203
1204
1205
1206
1207
1208
1209
1209
1210
1211
1212
1213
1214
1215
1216
1217
1218
1219
1219
1220
1221
1222
1223
1224
1225
1226
1227
1228
1229
1229
1230
1231
1232
1233
1234
1235
1236
1237
1238
1239
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266
1267
1268
1269
1269
1270
1271
1272
1273
1274
1275
1276
1277
1278
1279
1279
1280
1281
1282
1283
1284
1285
1286
1287
1288
1289
1289
1290
1291
1292
1293
1294
1295
1296
1297
1298
1299
1299
1300
1301
1302
1303
1304
1305
1306
1307
1308
1309
1309
1310
1311
1312
1313
1314
1315
1316
1317
1318
1319
1319
1320
1321
1322
1323
1324
1325
1326
1327
1328
1329
1329
1330
1331
1332
1333
1334
1335
1336
1337
1338
1339
1339
1340
1341
1342
1343
1344
1345
1346
1347
1348
1349
1349
1350
1351
1352
1353
1354
1355
1356
1357
1358
1359
1359
1360
1361
1362
1363
1364
1365
1366
1367
1368
1369
1369
1370
1371
1372
1373
1374
1375
1376
1377
1378
1379
1379
1380
1381
1382
1383
1384
1385
1386
1387
1388
1389
1389
1390
1391
1392
1393
1394
1395
1396
1397
1398
1399
1399
1400
1401
1402
1403
1404
1405
1406
1407
1408
1409
1409
1410
1411
1412
1413
1414
1415
1416
1417
1418
1419
1419
1420
1421
1422
1423
1424
1425
1426
1427
1428
1429
1429
1430
1431
1432
1433
1434
1435
1436
1437
1438
1439
1439
1440
1441
1442
1443
1444
1445
1446
1447
1448
1449
1449
1450
1451
1452
1453
1454
1455
1456
1457
1458
1459
1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468
1469
1469
1470
1471
1472
1473
1474
1475
1476
1477
1478
1479
1479
1480
1481
1482
1483
1484
1485
1486
1487
1488
1489
1489
1490
1491
1492
1493
1494
1495
1496
1497
1498
1499
1499
1500
1501
1502
1503
1504
1505
1506
1507
1508
1509
1509
1510
1511
1512
1513
1514
1515
1516
1517
1518
1519
1519
1520
1521
1522
1523
1524
1525
1526
1527
1528
1529
1529
1530
1531
1532
1533
1534
1535
1536
1537
1538
1539
1539
1540
1541
1542
1543
1544
1545
1546
1547
1548
1549
1549
1550
1551
1552
1553
1554
1555
1556
1557
1558
1559
1559
1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568
1569
1569
1570
1571
1572
1573
1574
1575
1576
1577
1578
1579
1579
1580
1581
1582
1583
1584
1585
1586
1587
1588
1589
1589
1590
1591
1592
1593
1594
1595
1596
1597
1598
1599
1599
1600
1601
1602
1603
1604
1605
1606
1607
1608
1609
1609
1610
1611
1612
1613
1614
1615
1616
1617
1618
1619
1619
1620
1621
1622
1623
1624
1625
1626
1627
1628
1629
1629
1630
1631
1632
1633
1634
1635
1636
1637
1638
1639
1639
1640
1641
1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1659
1660
1661
1662
1663
1664
1665
1666
1667
1668
1669
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675
1676
1677
1678
1679
1679
1680
1681
1682
1683
1684
1685
1686
1687
1688
1689
1689
1690
1691
1692
1693
1694
1695
1696
1697
1698
1699
1699
1700
1701
1702
1703
1704
1705
1706
1707
1708
1709
1709
1710
1711
1712
1713
1714
1715
1716
1717
1718
1719
1719
1720
1721
1722
1723
1724
1725
1726
1727
1728
1729
1729
1730
1731
1732
1733
1734
1735
1736
1737
1738
1739
1739
1740
1741
1742
1743
1744
1745
1746
1747
1748
1749
1749
1750
1751
1752
1753
1754
1755
1756
1757
1758
1759
1759
1760
1761
1762
1763
1764
1765
1766
1767
1768
1769
1769
1770
1771
1772
1773
1774
1775
1776
1777
1778
1779
1779
1780
1781
1782
1783
1784
1785
1786
1787
1788
1789
1789
1790
1791
1792
1793
1794
1795
1796
1797
1798
1799
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1809
1810
1811
1812
1813
1814
1815
1816
1817
1818
1819
1819
1820
1821
1822
1823
1824
1825
1826
1827
1828
1829
1829
1830
1831
1832
1833
1834
1835
1836
1837
1838
1839
1839
1840
1841
1842
1843
1844
1845
1846
1847
1848
1849
1849
1850
1851
1852
1853
1854
1855
1856
1857
1858
1859
1859
1860
1861
1862
1863
1864
1865
1866
1867
1868
1869
1869
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1899
1900
1901
1902
1903
1904
1905
1906
1907
1908
1909
1909
1910
1911
1912
1913
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028
2029
2029
2030
2031
2032
2033
2034
2035
2036
2037
2038
2039
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2059
2060
2061
2062
2063
2064
2065
2066
2067
2068
2069
2069
2070
2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099<br

定し、これを地方独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者

二 監査の対象となる地方独立行政法人的子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

第三十九条 設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定によ

る整理を行つた後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期目標の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができ

る。

地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができる金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体から

らの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に當つては、前項の規定による交付金について、住

民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従つて適かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体

の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

2 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

3 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出售等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人人は、その額により資本金を減少するものとす

る。設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人人は、その額により資本金を減少するものとす

る。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(土地等の貸付け)

第四十二条の三 地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行つものを除く。）は、

第二号に掲げる業務を行つものを除く。）は、

土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

2 地方独立行政法人は、次に掲げる方

法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（財産の処分等の制限）

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（財産の処分等の制限）

二 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

3 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

4 設立団体の長は、前項の規定による事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

(設立団体の規則への委任)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定による事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。

(会計規程)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののか、地方独立行政法人の財務及び会計に關し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

2 設立団体の長は、前項の規定による交付金について、住

民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の

法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従つて適かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(役員及び職員の身分)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

2 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

2 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

3 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

4 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

5 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

6 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

7 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

8 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

9 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

10 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

11 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

12 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

13 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

14 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

15 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

16 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

17 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

18 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

19 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

20 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

21 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

22 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

23 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

24 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

25 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

26 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

27 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

28 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

29 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

30 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

31 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

32 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

33 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

34 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

35 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

36 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

37 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

38 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

39 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

40 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

41 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

42 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

43 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

44 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

45 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

46 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

47 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

48 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

49 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

50 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

51 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

52 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

53 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

54 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

55 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

56 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

57 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

58 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

59 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

60 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

61 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

62 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

63 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

64 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

65 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

66 設立団体の長の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

67 設立団

五十六条第一項において「報酬等」というのは、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

地方独立行政法人法
第五十条の二において

(次項)	から第一項
(同條において準用する第一項)	から同條において準用する第一項

3 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬額等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の物件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下「役員」といいう。）の条及び次条において単に「役員」といいう。は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は常勤事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員の退職管理)

第五十一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十九条の七までの規定（これらに係る罰則を含む。）並びに同法第六十六条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は

第八項	第七項	第六項	第五項	第四項	第三項	第二項	第一項
當人事行政の運	特定地方独立行政法人の役員の退職管理	特定地方独立行政法	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則（この条）をいう	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則（この条）をいう	職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員若しくは予定職員（退職手当通算において同じ。）	職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員（退職手当通算予定役員）	第三項の第一項に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員（退職手当通算予定役員）

第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならぬ。

2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人工費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 地方公務員法第八条(第一項第四号及び第七項を除く。)、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三一条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項(同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四项、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条(第十三項中労働基準法(昭和二十二年法律第四十号)第十四条第一項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十九条から第九十六条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する者に適用され

第二項 の二、第十九条及 び第二十	第十八条 の二、第十九条及 び第二十	第十八条			項 の二第三			第十七 の二第二	第十七 二第二	第十六 二号	第十六 条	第一項 各号列記	第一項 第十四条	第一項 第八条第 一項第四	号	その補助機関た る上級の地方公 務員	人事行政の運営	
人事委員会等	これらの中間	他の地方公共團 体の機関	人事委員会等	○。以下この節に おいて「人事委 員会等」とい う	事務委員会を置か ない地方公共團 体においては、 任命権者とする 。このように	団体	人事委員会（人 事委員会を置か ない地方公共團 体においては、 任命権者とする 。このように）	条例	地方公共團體	特定地方獨立 行政法人又は 特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	設立團體	特定地方獨立 行政法人又は 特定地方獨立 行政法人の理 事長	設立團體の條 例	特定地方獨立 行政法人	特定地方獨立 行政法人	副理事長若し くは理事又は 上級の職員	退職管理
事長	特定地方独立 行政法人の理 法人	これらの機関	地方公共團體 は他の特定地 方独立行政法 人	又は他の特 定地方独立行 政法	事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	特定地方獨立 行政法人の理 事長	副理事長若し くは理事又は 上級の職員	上級の職員	

6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十五号)第三条から第七条までの規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例」と、同条第二項、同法第四条並びに第五条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三項中「承認(第二号にあつては、承認その他の処分)」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。(議会への報告等)

第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(地方公務員法第十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を設立団体の長に報告しなければならない。

2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(第五十条の二において準用する場合を含む。)の規定を施行するためには必要な事項として設立団体の人事委員会(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。)が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。

第二節 一般地方獨立行政法人

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参考し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十二条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。
第五十条 第一項の規定は、一般地方独立行政法人的役員及び職員について準用する。
(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)
第五十六条の二 一般地方独立行政法人的役員又は職員（非常勤の者を除く。）であつた者であつて離職後に當利企業等（商業、工業又は金融業その他の當利を目的とする私企業（以下この条において「當利企業」という。）及び當利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人的内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対してもう、当該一般地方独立行政法人と当該當利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該當利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下この条及び次条第一項（準用）の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般地方独立行政法人の役員又は管理者若しくは監督の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該一般地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該一般地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したものの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼（一般地方独立行政法人の理事長が講ずべき措置等）

第五十六条の三 一般地方独立行政法人の理事長は、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員が前条の規定に違反したと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該一般地方独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならぬ。

2 前条の規定による届出を受けた一般地方独立行政法人の理事長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するためには依頼に係る措置を講じなければならない。

3 一般地方独立行政法人の理事長は、毎事業年度、前条の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、設立団体の長に報告しなければならない。（一般地方独立行政法人の講ずる措置）

第五十六条の四 一般地方独立行政法人は、地方法人規則第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則法第五十条の四、第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該一般地方独立行政法人の役員又は職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ「総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類（次項において「資産及び負債に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該義務に係る債権者（次項、第六項及び第七項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。

3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知られている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したるものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

4 前項の評価に関必要な事項は、政令で定める。

第六章の二 設立団体の数の変更に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第六十六条の三 受入特定地方独立行政法人へ特定地方独立行政法人であつて第八条第二項の規定による設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる日(以下「加入日」という。)

の前日において現に加入設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を加入日以後行うものと/or。以下この項及び第三項において同じ。)の当該設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

2 第八条第二項の規定による受入一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつて加入日の前日において現に加入設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。以下この条において同じ。)の設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入一般地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行つるものうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

3 第六十一条から第六十五条までの規定は、前二項の規定により受入地方独立行政法人(受入特定地方独立行政法人及び受入一般地方独立行政法人をいふ。次条において同じ。)の職員となるものと/or。他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対する出資されたものとする。

項一 第条 第二十六 第		条一十六 第		第六十条 第	
第五十九条	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体
行政法人の職員 移行型地方独立行政法人の職員	受入地方独立行政法 の三第二項	加入設立団体 同項又は第六十六条 の職員	当該移行型地方 行政法人 は、當立の日	当該移行型一般 地方独立行政法 人	により移行型一 般地方独立行政 法人
読み替えるものとする。	次た者について準用する。この場合において、 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。	第六十六条の三第一 項	第六十六条の三第一 項	第六十六条の三第一 項	第六十六条の三第一 項

項一 第一条五十六第			項三 第び及項二 第四十六第			項一 第一条四十六第		
人の成立の際現に	独立行政法人の成立の際現に	移行型一般地方	当該移行型特定地方の成立の日	独立行政法人の独立行政法人の成立の日	当該移行型特定地方の独立行政法人の独立行政法人の成立の日	職員	当該移行型特定地方の独立行政法人の独立行政法人の成立の日	移行型特定地方の独立行政法人の独立行政法人の成立の日
当該移行型一般地方の独立行政法人の職員	当該定款の変更が効力を生ずる	項 第五十九条第二	第六十六条の三第二	第六十六条の三第二	第六十六条の三第二	項 第五十九条第一	第六十六条の三第一	第六十六条の三第一

六条 第六十一			六条 第六十二			六条 第六十三		
七項	四項	三項及 び第	六項	六項	六項	六項	六項	六項
設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体
加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体

第六十七条			第六十八条			第六十九条		
第一項	第二項	第三項	第一項	第二項	第三項	第一項	第二項	第三項
（財産の処分）	（財産の処分）	（財産の処分）	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体	設立団体
加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体	加入設立団体

第六十七条			第六十八条			第六十九条		
第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとのみなす。	第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（職員の引継ぎ等）	第六十七条の二 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。	第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となった者（地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。	第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の定款変更前の法人の職員としての引き續いた在職期間（定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者）にあっては、当該定款変更前の法人の職員として退職した地方公共団体の職員及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間、定款変更前の法人が第百七十二条に規定する合併後の法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の法人の職員としての在職期間とみなして取				
前項の規定による設立団体の議会の議決があつたことをもつて第四十二条の二第五項又は第十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとのなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもつて第四十二条の二第一項若しくは第二項又は	前項の規定による設立団体の議会の議決があつたことをもつて第四十二条の二第五項又は第十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとのなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもつて第四十二条の二第一項若しくは第二項又は	前項の規定による設立団体の議会の議決があつたことをもつて第四十二条の二第五項又は第十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとのなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもつて第四十二条の二第一項若しくは第二項又は						

3 を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。

命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。

(教員等の任命等)
第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるよう定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

第七十六条 第十四条第五項、第十五条第三項、
第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を
別に任命する大学の学長の任命及び解任につい
て準用する。この場合において、次の表の上欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
のとする。

3
学長となる理事長及び副理事長（第七十一条の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、第十五条第一項の規定にかかるわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかるわらず、これを定期に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかるわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内に設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときには、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第一項に定める事項」とする。

7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

第七十九条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。この場合において、第二十八条から

項 第十 第四条		二 び 文 項 第十 項 第及本第一四		一 二 条 十 第 項 第の五三		の 五 第 二 条 十				
認の団設 を承長	度業最 年事	度業每 年事	定款く はし	団設 体立	の長	団設 体立	又 は 立 設 立	款に並 び定	体立、 團設	設 立
、設立團體勘定（同条第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度）	第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度	第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度	、定款若しくは規約	設立團體若しくは關係市町村	の長	設立團體若しくは關係市町村	又は設立團體若しくは關係市町村	、定款並びに規約	、設立團體又は關係市町村	（以下この章から第五章までにおいて「規約」という。）
團體申請等関係事務処理業務（第八十七条の八第二項第一号に規定する設立團體申請等関										設立團體（規約に違反する事があると認めるときは、設立團體及び当該關係市町村）の長

第十条 の二四	二項 第一条 第二四	第四 項 第一四	一項 第一条 第二四	四項 第一条 第一四	第十 第四	第一条 第一四	第十 第四	第十 第六条 第四
団体設立 計画	認可期 間	団体設立	団体設立	団体設立	団体設立	団体設立	認可期 間	規則の團體設立、 金納付
設立団体（当該出資等に係る 不要財産が関係市町村申請等 係務処理業務に係るもの である場合には、設立団体及 する）	認可事業計画及び 関係市町村申請等	設立団体及び 関係市町村	設立団体及び 関係市町村	設立団体及び 関係市町村	設立団体（当該短期借入金が 理業務に係るものである場合 には、設立団体及び当該関係 市町村。次項ただし書におい て同じ。）	設立団体（当該短期借入金が 理業務に係るものである場合 には、設立団体及び当該関係 市町村。次項ただし書におい て同じ。）	の範囲内で、関係市町 村申請等関係事務処理業務に ついては関係市町村認可事業 計画の第八十七条の十八第三 項第四号の関係市町村申請等 関係事務処理業務に係る	設立団体の規則において、 関係市町村別勘定における納付 金の納付の手続その他積立金 の処分に関し必要な事項は関 係市町村の規則において、そ れぞれ
設立団体勘定における納付金 の支拂い	設立団体申請等関係事務処理 業務については認可事業計画 の第八十七条の九第三項第四 号の設立団体申請等関係事務 処理業務に係る短期借入金の 限度額の範囲内で、関係市町 村申請等関係事務処理業務に ついては関係市町村認可事業 計画の第八十七条の十八第三 項第四号の関係市町村申請等 関係事務処理業務に係る	設立団体の規則において、 関係市町村別勘定における納付 金の納付の手續その他積立金 の処分に関し必要な事項は関 係市町村の規則において、そ れぞれ						

これを定款で定めるとこりにより分配しなけれ
ばよ。よ。

(債権の申出の催告等)
第九十六条 清算人は、

以三月日出之於

3
設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）の解散について、第一項第一号の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散日の一定

内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができたない。

認可を受けようとする旨及び当該解散の日を通知しなければならない。

4 前項の一定の期間は、一年を下つてはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

(清算の開始原因)

第八十九条 地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。(清算中の地方独立行政法人の能力)

第九十条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第九十二条 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第九十四条 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

3 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

2 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算を監督する

官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託する

ことができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第九十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第一百一条 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任した清算人の報酬)

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

3 の申出の催告をしなければならない。

2 前項の公告は、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

1 清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

とができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(即時抗告)

(検査役の選任)

第一百四条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対する場合は、即時抗告をすることができる。

第一百四条 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百二条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第一百五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するためには、費用の全部を負担しなければならない。

第十章 合併

第一節 通則

(合併)

第一百六条 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができる。

(合併の制限)

第一百七条 地方独立行政法人の合併は、次の各号に定める場合に限り、行うことができる。この場合において、合併後存続する地方独立行政法人又は合併により設立する地方独立行政法人は、それぞれ当該各号に定める地方独立行政法人でなければならない。

一 合併をする地方独立行政法人が特定地方独立行政法人のみである場合 特定地方独立行政法人

二 合併をする地方独立行政法人が一般地方独立行政法人のみである場合 一般地方独立行政法人

(吸収合併)

第二節 吸収合併

第一百八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併(地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であって、合併により消滅する地方独立行政

法人と他の地方独立行政法人との吸収合併(地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であって、合併により消滅する地方独立行政

政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、吸収合併に関する書類(以下この章において「新設合併設立法人」という。)は、協議により次に掲げる事項を記載した書類(次項において「吸収合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の所在地

二 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

三 吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地

第六項において「債権者」という。の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れて下この章において同じ。)をしようとする場合には、吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れて下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併をする旨

二 他の吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地

2 吸収合併消滅法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れて下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

三 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 3 第一百一項の協議について、関係設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 第一百一項及び前項の場合において、関係設立団体がその設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもつて第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けてことをもつて同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

5 第一百一項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があつたことをもつて第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けてことをもつて同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

(新設合併の効力の発生)

第一百一十三条 前条第一項の認可があつた場合には、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

(新設合併消滅法人の債権者の異議)

第一百四十四条 第一百十二条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「新設合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該新設合併消滅法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

4 新設合併消滅法人は、前項の規定により新設合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該新設合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れいる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

5 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してあるときは、同項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

第四節 合併に伴う措置

第一項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 5 4
債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四節 合併に伴う措置

- | | |
|--|--|
| <p>第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。</p> <p>第六百一十五条 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。</p> <p>債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第四節 合併に伴う措置</p> <p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>第六百一十六条 吸収合併が効力を生ずる際現に吸収合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る)の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、効力発生日において、吸収合併存続法人の相当の職員となるものとする。</p> <p>新設合併設立法人の成立の際現に新設合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る)の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、効力発生日において、新設合併設立法人の相当の職員となるものとする。</p> <p>第六百一十七条 合併により吸収合併存続法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)又は新設合併設立法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)の職員となつた者(地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。)に対する同法第二十九条第二項(第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に規定する特別職地方公務員等とみなす。新設合併設立法人の職員を同法第二十九条第二百一十七条合併後の法人(吸収合併存続法人又は新設合併設立法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、合併により当該合併後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の合併前の法人(吸収合併消滅法人又は新設合併消滅法</p> | <p>人をいう。以下この条及び次条において同じ。)の職員としての引き続いた在職期間(合併前の法人が移行型地方独立行政法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該合併前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間(合併前の法人が定款変更後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十七条の四本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間、合併前の法人が過去の合併における合併後の法人であつて当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間の適用を受けることとなる者にあつては、この条の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>第六百一十八条 合併後の法人は、効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日の前日に合併前の法人の職員として在職し、合併により当該合併後の法人の職員となつた者のうち当該効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該合併後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該合併前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該合併前の法人の退職手当の支給を受けるものであつて、その退職手当の支給に係るものをいう。)の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を、その退職した日まで当該合併前の法人の職員として在職したものとしたならば第六十二条第一項本文、第六十七条の五第一項本文又はこの項本文の規定による</p> |
|--|--|

讀等に関する評議等)

人をいう。以下この条及び次条において同じ。の職員としての引き続いた在職期間（合併前の法人が移行型地方独立行政法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該合併前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該合併前の法人の職員としての引き続いた在職期間、合併前の法人が定款変更後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十七条の四本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなさし

しては、これらの規定により退職手当として支給するものとされる額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十一条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十二条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準）のうち退職手当の支給に係るものについて、第一条第二項又は第五十七条第二項に規定する法人の職員については、適用しない。

（吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する平西等）

- しては、これらの規定により退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受ける合併後の法人の職員については、適用しない。

(吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等)

第一百十九条 吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、第三十二条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

2 吸收合併消滅法人（公立大学法人及び申請等の関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。）の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、吸收合併存続法人が受け取るものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸收合併存続法人が行うものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令とは、当該吸收合併存続法人に対してなされるものとする。

4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第七十八条の二第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは、「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ記

(総務大臣又は都道府県知事にあつては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。(以下この項において同じ。))

要があると認めるときは、地方独立行政法人に対するおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく不正その他の必要と認める措置を行つた場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に對し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

地方独立行政法人は、前項の規定による設立行為の是正その他の必要と認める措置を講ずることとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。)又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく不正その他の必要と認める措置を行つた場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に對し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違法行為等の是正等)

百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に對し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

地方独立行政法人は、前項の規定による設立行為の是正その他の必要と認める措置を講ずることとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

項三 第		項二 第		項一 第			
命令	、若しくは 以下この項及び次項	命令	命ずる	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき 是正又は業務運営の改善	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき 是正	、若しくは 、又	5 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令について準用する。 6 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と
求め	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき	は、又 次項	求め る 求 め	は、又	は、又	、若しくは 以下この項及び次項	4 よるほか、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるとときは、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行為は是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。
							5 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第四項					
項前	(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)	命令	命ずる	是正又は業務運営の改善	場合
		求め	求め	是正	は、又
第一百二十二条の二	設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務（以下この章において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。）に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。				
第一百二十二条の三	設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し報告をさせ、又はその職員に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。				
第一百二十二条の四	設立団体の長その他の執行機関は、第一百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができます。（申請等関係事務処理法人に対する停止命令等）				
第一百二十二条の五	設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理法人に対する停止命令等				

一 处理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

二 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することができ困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

二 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、その旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならない。

三 設立団体の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該命令又は届出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつた旨を、その者に対し、通知することができる。

（設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理）

第一百二十二条の六 設立団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八十七条の三第一項の規定にかかわらず、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。

一 前条第一項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があつたとき。

年法律第百十八号) 第百二十三第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人的職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)と、「設立団体の条例」とあるのは、「条例適用設立団体の条例」とする。(職員の派遣)

地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、特定地方独立行政法人的理事長に対し、当該特定地方独立行政法人的職員の派遣を求めることができる。

2 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、地方独立行政法人の理事長に対し、当該特定地方独立行政法人的職員の派遣を求めることができる。

3 地方独立行政法人的理事長は、当該特定

地方独立行政法人的事務の処理又は事業の実施

のため特別の必要があると認めるときは、地方

公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は

他の特定地方独立行政法人的理事長に対し、当

該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法

人の職員の派遣を求めることができる。

4 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の

派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法人的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法人的職員の派遣を求めることが

できる。

5 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から

第四項までの規定は、前項の規定により職員の

派遣を求める場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法人的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法人的職員の派遣を求めることが

できる。

6 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から

第四項までの規定は、前項の規定により職員の

派遣を求める場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法性的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法性的職員の派遣を求めることが

できる。

7 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から

第四項までの規定は、前項の規定により職員の

派遣を求める場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法性的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法性的職員の派遣を求めることが

できる。

8 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から

第四項までの規定は、前項の規定により職員の

派遣を求める場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法性的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法性的職員の派遣を求めることが

できる。

派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「

地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「

派遣をした普通地方公共団体」とあるのは、「

退職手当」とあるのは、「退職手当又はこれに

相当する給与」と、「旅費」とあるのは、「旅費

又はこれらに相当する給与その他の給付」と、

地方独立行政法性的理事長に対し、当該特定

地方独立行政法性的職員の派遣を求めることが

できる。

(政令への委任)

第一百二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることとする。

第十二章 罰則

第一百二十八条 第五十一条第一項(第五十六条第二項における場合を含む。)の規定に違反して、秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑

又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十九条 第百二十二条第一項又は百二十条の三第一項(第二百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑

又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合において、その違反行為をした地方独立行政法人的理事長又は他の特定地方独立行政法人的理事長又は、普通地方公共団体と読み替えるものとする。

一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体若しくは関係市町村の長の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなければならない場合は虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人的役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

二 この法律の規定により設立団体若しくは都道府県知事又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

六 第十三条第五項若しくは第六項又は第三十一条第三項の規定による調査を妨げたとき。

七 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四項による場合を含む。)又は第八十七条の十二、第八十七条の十三、第二百二十二条の二から第二百二十二条の六まで(これら

の規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反したとき。

九 第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一 第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第二百二十二条第二項(同条第五項における場合を含む。)の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をせずに、又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十二 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十四 第九十九条第一項に規定する期間内に債務者に弁済したとき。

十五 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

十六 第百二十二条の四及び第二百二十二条の七に第一項(これらの規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定による調査

を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

十七 第百二十二条第一項の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。

十八 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

十九 第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

二十 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

二十一 第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第二百二十二条第二項(同条第五項における場合を含む。)の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をせずに、又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

二十二 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

二十三 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

二十四 第九十九条第一項に規定する期間内に債務者に弁済したとき。

二十五 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

二十六 第百二十二条の四及び第二百二十二条の七に第一項(これらの規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定による調査

を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

二十七 第百二十二条第一項の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。

二十八 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

二十九 第二十八条第二項、第七十八条の二第二項(第八十七条の十第二項(第八十七条の十

による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十 第二十八条第二項、第七十八条の二第二項(第八十七条の十第二項(第八十七条の十

による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十一 第四条第二項又は第六十八条第二

項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

三十二 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十三 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十四 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十五 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十六 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十七 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十八 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

三十九 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十一 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十二 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十三 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十四 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十五 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十六 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十七 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十八 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四

項による場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

四十九 第二十六条第三項(第八十七条の二十二第五

項における場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

したとき。

五十 第二十六条第三項(第八十七条の二十二第五

項における場合を含む。)の規定によ

る設立団体又は関係市町村の長の命令に違反

ら第七条まで、第八条第一項、第十二条、第十三条第二項及び第三項、第十五条第一項、第二十一条、第六十八条第一項、第七十条、第七十一条第一項及び第三項、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条第一項、第七十七条、第八十条、第八十二条、第九十条第四項、第九十二条规定並びに第九十五条の規定により、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、この法律の施行の日から生ずるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に地方独立行政法人又は公立大学法人という文字を用いている者については、第四条第二項又は第六十八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附 則 (平成一六年六月九日法律第八五号)抄
(施行期日)
第一 概
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方公務員法第八条の改正規定、同法第十四条に一項を加える改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第五十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十一条の改正規定並びに附則第三条中地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第一項の改正規定(「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める部分を除く。)並びに附則第八条中地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第五十三条第一項の改正規定(「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める部分を除く。)及び同条第三項の改正規定(平成十七年四月一日

（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附 則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)
第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第十二条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百一十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。
一から十九まで 略
二十 地方独立行政法人去第四十三条第二号

第一百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄
(施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五百四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）
第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第八十条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。
一から十九まで 略
二十 地方独立行政法人法第四十三条第二号
(罰則に関する経過措置)
第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三条の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定
公布の日

附 則 (平成一九年六月二一日法律第八
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十五条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十九条から第一百条まで、第一百三条、第一百四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十四条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第二百三十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九
六号) 抄

務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十条の二）とあるのは、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）第一条の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の第五十条の二）とする。」

の他の行為を経た後でなければ提起できないこととする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定

規定により読み替えた同法第七条又は第八条第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の地方独立行政法人法（次項において「新地方独立行政法人法」という。）第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受け

統がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

2 ることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(政令への委任)
第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

を含む。(以下この条において「新法令」といふ。)の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則

附屬して設置される新地方独立行政法人法第七条の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
（処分、申請等に関する経過措置）

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。
抄 附 則 (平成二九年五月一七日法律第二
九号) 抄

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置)

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)後にお従前の例による。

については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律によりされた改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれ

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

の法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るつゝては、こう付けて特別の規定

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項又は第二項、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定

この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

二　の規定　公布の日
　附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定　公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

は係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお從前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

項目及び第二項 第六条から第十一条まで 第四十五条
十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十二年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律の規定により國又は地方公團体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前

三
第一項中地方自治法第百九十六条及び第百九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十五

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過措置）

にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手

二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条（地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改

正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法
第一百二十三条第一項の改正規定（「含む。」）
の下に、「第十九条の二第二項及び第四項（
を加える部分に限る。）を除く。」の規定並び
に第四条中市町村の合併の特例に関する法律
第四十五条の改正規定並びに次条第二項並び
に附則第三条、第四条第二項から第四項まで
で、第七項から第十項まで、第十三項及び第
十六項、第五条第一項、第八条、第九条並び
に第十二条の規定 平成三十年四月一日
（地方独立行政法人法）一部改正に伴う経過措
置

第四条 地方公共団体は、第三号施行日前において
ても、第三条の規定による改正後の地方独立行政
政法人法（以下この条において「新地方独立行政
政法人法」という。）第七条又は第八条第二項
の規定の例により、その議会の議決を経て、新
地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第
二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員
の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規
定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行
い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けられ
ることができる。この場合において、当該認可の
効力は、第三号施行日から生ずるものとす
る。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現
に地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二
項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五
条の三、第三十五条第一項から第四項まで並び
に第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に
生じた事項についても適用する。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現
に地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二
項第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
以下この条において同じ。）の役員である者の
任期（補欠の地方独立行政法人の役員の任期を
含む。）については、新地方独立行政法人法第
十五条第一項及び第二項並びに第七十四条第四
項の規定にかかるらず、なお從前の例による。
第三号施行日において地方独立行政法人の監
事である者の任期につき前項の規定が適用があ
る場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任
命される地方独立行政法人の監事（補欠の地方
独立行政法人の監事を除く。）の任期に係る新
地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の適
用については、同項中「理事長の任期（補欠の地
理事長の任期を含む。以下この項において同
じ。）に対応して定めるものとし、任命の日か
じ。）に対応して定めるものとし、任命の日か

ら、当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者」とする。

5 新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について、地方独立行政法人法第二十二条第一項の規定による設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。）の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

6 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が第三条の規定による改正前の「旧地方独立行政法人法（次項において「旧地方独立行政法人法」という。）第二十五条第一項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標（第十三項において「旧中期目標」という。）は、設立団体の長が新地方独立行政法人法第二十五条第一項の規定により指示した同項に規定する中期目標とみなす。附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人が旧地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定により認可を受けている同項に規定する中期計画（次項において「旧中期計画」という。）は、新地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた同項に規定する中期計画（次項において「新中期計画」という。）とみなす。

8 前項の規定により旧中期計画が新中期計画とみなされる場合における第三号施行日を含む事業年度に係る新地方独立行政法人法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされると」とする。

9 新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績

及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価についても適用する。

11 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体（以下この項及び次項において「加入設立団体」という。）は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継されるために必要な行為をすることができる。

13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に關する新地方独立行政法人法第七十九条の第二項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に關する評価を行つたときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

14 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及び第一百二十三条第四項の規定の例により、新地方独立行政法人法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人（次項において「申請等関係事務処理法人」という。）の設立について、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人であるものに限る。）に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行うこと

第三号施行日から施行日の前日までの間ににおける新地方独立行政法人法第百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第二号、第十九条の二第四項」とあるのは「第六項第二号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは「第六条第四項」とする。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十二条の四」に改める部分に限る)、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五项、第十二条の二第四项並びに第十二条の四第四项の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十二条の表第十二条第五项の項、第十二条の二第四项の項及び第十二条の三第七项の項に係る部分を除く)並びに同法第二十四条、第三十七条の五十一、第三十六条の二第一项、第三十七条第一项、第四十三条、第四十六条の二第二号及び第四十八条第一项の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附则第四条第一项、第二项、第五项から第七项まで、第十一项及び第十二项、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条(日本国憲法の改正

手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号を経過した日から施行する。ただし、次の各号

一から四まで 略

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、

第六百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く）、第六百二十八条から第六百三十条までの改正規定、第六百三十七条を改め、同条を第六百三十九条とする改正規定（第六百三十七条を改める部分に限る）、第六百三十四条を改め、同条を第六百三十五条とする改正規定（第六百三十三条を改める部分に限る）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分を除く）の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一「健康増進法（平成十四年法律第六百三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区

域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第一節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十二第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条までの改正規定、第六百三十七条を改め、同条を第六百三十九条とする改正規定（第六百三十七条を改める部分に限る。）、第六百三十四条を改め、同条を第六百三十五条とする改正規定（第六百三十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分を除く。）の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)
第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第二項の内閣府令又は国家行政組織法（政令への委任）

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

二 附則第十五条の規定（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条第二の二の規定は当該翌事業年度に受けける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条第二の二の規定は当該翌事業年度に受けける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

三 第二百三十三条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定、第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百四十七条の二第二十項の改正規定（第二百四十七条の二の七第二項）を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第七条、第八条、第十一条、第十二条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十一 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十三 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十四 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十五 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十六 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十七 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十八 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十九 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条第二の二の規定は当該翌事業年度に受けける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条第二の二の規定は当該翌事業年度に受けける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

三 第二百三十三条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定、第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百四十七条の二第二十項の改正規定（第二百四十七条の二の七第二項）を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第七条、第八条、第十一条、第十二条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十一 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十三 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十四 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十五 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十六 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十七 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十八 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十九 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表（第二十一条関係）

一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍謄本等、除籍謄本等、戸籍証

明書若しくは除籍証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による臨時運行の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による中長期在留者の居住地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十一 母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附票

に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十三 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）による個人番号カード用署名用電子証明書の発行、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失つていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務

二十二 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの

二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法の作成並びに除票及び戸籍の附票の微存を除く。）であつて総務省令で定めるもの

二十四 第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する処分に關して行政庁が行うこととされる事務であつて総務省令で定めるもの

備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第一号、第八号及び第五十号の総務省令 法務大臣

二 第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十号、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令 厚生労働大臣

三 第七号の総務省令 國土交通大臣

四 第十一号、第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣